



日本偽書考略

卷之三

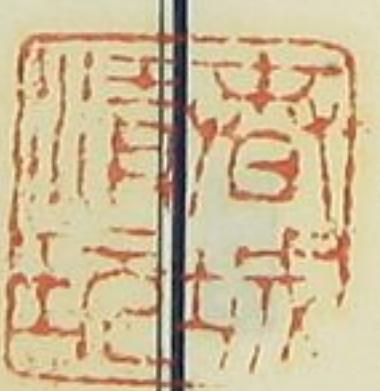
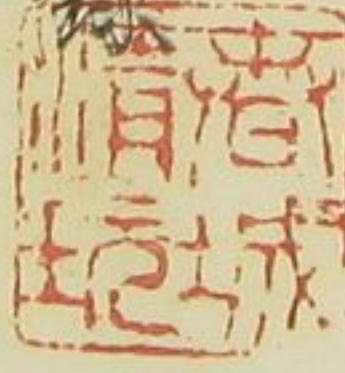
特別  
14  
1919  
677

A vertical ruler scale from 0 to 10 inches. The numbers are in black, except for '0' which is red. The scale has major tick marks every 1 inch and minor tick marks every 1/8 inch.

特  
14  
1919  
62  
677

昭和九年八月十六日起業日升六日寫了

春城手錄





# 日本 の 偽 書

## 一 斑

市 島 春 城

私は書物いちりを可なり長くやつてゐるが偽書に就て特に注意を拂つたり、調査をしたことはありません。偽書を揃んで、うつかり讀んでだまされたことは無いでもありませんが、昔から偽書と考證されて居る本は、尾崎雅嘉の群書一覽などに考證もありますから、そんな類の本は買つたこともなく、亦手にしたこと也没有。讀書家の中には、偽書と聞くと却つて獣奇の念が起り、特に讀んで見る人もあるやうですが、自分にはそんな物數奇な心がない。故ら偽書としてある本を讀んで先輩の考證の誤りを搜し出し、一本参るやうな野心は毫も持つて居りません。

右のやうに偽書に就て何等の考もない自分が先頃書誌學會に偽書の座談會のあつた折、うつかり出席して大いに困つた。丁度其頃は暑中休暇中で早稻田の圖書を漁ることも出来なかつたので、全く豫備知識なく座談會に臨み、出鱈目を云ふてお茶を濁したが、其時痛切に感じたことは、簡単なものでも偽書考といふ一部の書物があつてほしいと云ふことであつた。斯る書物は既に出來て居るかも知れませんが、自分の管見寡聞未だそんな書物に觸れたことがない。勿論先輩の書いた隨筆などの中に散見するものは色々あるやうです。貞丈雜記や、安齊隨筆、類聚名物考などに、いろ／＼の偽書が辨じてあるけれども、それを纏めた成書は無いやうです。

座談會が終つて十數日の後初めて早稻田の圖書館で偽書に就ての書物を搜索して見たが、二三部あつたのは皆な支那の偽書考で、日本の偽書

に就ての著書は僅かに偽書業と云ふ稿本があつたに過ぎません。此書は嘉永六年速水行道と云ふ人が編纂したもので、總説が一冊各偽書の考證が二冊になつてゐて、神書以下十數門に分ち、約百三十種の偽書が挙げてあつて、諸先輩の考證を種々の書物から轉錄してあります。編纂者は何人であるか未だ考へませんが、序文の書きやうを見ると國學者と思はれます。敢て私見を加へない所が値打ですが、未定稿であるから、考證も錯綜して居り、收むべくして收めないものもあるかと思はれますが、兎に角日本の偽書考の纂輯を心掛けたのは誠に結構なことで、これに増補訂正を加へたら調法の一書が出来るであらうと、自分は數日を費して、筆寫を試みた。

此の筆寫に因り自分は偽書なるものゝ大略を知り得た。亦多少の考察もないでないから、それを寫本の餘白にアツト、ランドムに書き散らして見た。頗る亂雜のもので、偽書の總説とするには尙ほ研究をするけれども、爰に不繩りのまゝさらけ出して斯道の諸賢の叱正を仰がんとする。

第一偽書の範囲を定める必要がある。偽書に就ては二様の解釋があつて、虛偽の事柄を纂著したものを偽書とする見方もあるが、内容の如何に拘らず、眞本でないのに眞本を偽稱するものがある、こゝに所謂る偽書と云ふのは主として後解に属するのである。全體、偽書は書物の惡名で、偽書と云へば世道人心を害する毒書で、唾棄さるべきものと考へる人

もある位だが、後の解に屬する範囲の偽書は内容の如何を問ふのでなく、眞本に托して偽作するものを云ふのである。故に其内容は世道人心に裨益あるものでも偽書がいくらもある。書物を貶する名目もさもなくあつて、原本をさもなくにいちくつたものに末書と云ふがあり、娛樂本位で事實の確否に顧着しない俗書と云ふがあり、支那では不純の書を駁書とも云ふてゐるから、惡書の内で此部類に入るべきものも少なくないから、大概に惡書を偽書とすることは出来ない。兎角偽書の定義が必要であるけれども、これを定めることは簡単のやうで事實容易でない。先づ大體眞本に擬し、人をして眞本であるかに思はせるため種々の措略のある本を偽書とすべきであらうか。斯る偽撰をなすものの心術は概ね醜陋であるけれども、人を欺かんとする心術にもいろいろあつて、戯れに同人を瞞過し一時の快を得んとするものゝ如きは、偽書は偽書でも戯心と見做さるべきで餘りに罪はない。此等は偽書に入るべきや否やは疑問である。軍談軍記などの人の娛樂に供するものは、事實の誤謬が多くあるけれども、これは俗書と云ふべきで、偽書ではない。但し軍談軍記でも其戦役に與つた人の撰だと偽稱するに至つては偽書となる。賴山陽の日本外史は史家が盛んに事實の誤謬を指摘するけれども、之れを偽書としないのは、人の名を托したり古書に擬したりしないからである。事實の正確と否と、議論の是非は偽書を判する標的でない。小説などの類も無名氏の作を馬琴作として出すに至つては偽作となるのだ。偽書は各部門に涉つて相當多くあるが、一蹴して俗書未書の部類に入れて論のないものもあるけれども、高名の人名に托して價值をつけてゐる爲めに、案外人の信を博し識者が如何に辯じても因襲の久しき正書として通つてゐるものも少なくない。

偽書の内にもさもなくあつて、全部偽撰のものがあり、一部偽選のものがあり、中身は眞書で序跋が偽選であるものもある。古代の書目に書名に屬してゐないと、立身出世が出来なかつたことがある。殊に戰國時代には武勳のあるものを祖先に持つてゐないと出世に幸不幸があつた。寺社なども同じやうに縁起由緒が立派でないと其格式に高卑もあつたから、系圖を偽作し若くは古文書などを偽作する専門家も自然起る筈だ。兵家茶話には系圖の偽作者の名が挙げてある、淺羽某が始まりで松下重長、多々良立信と云ふは盲人ながら諸家の系圖を望に應じて偽作したとあり、澤田源内と云ふも巧みに偽作したとあるが、近世には栗原柳庵なども系圖の偽作者として知られてゐる。寺社の縁起由緒書なども大抵都合のよいやうに勝手に作つたものでどれもこれもアテにならないものである。此書は七十數卷の大部の偽書で、五代將軍綱吉の時、上野國館林の廣濟寺の僧潮音に依つて編纂された。此書物は、伊勢大神宮の本社に伊勢に隣る志摩の伊雜の宮である、それが後に伊勢に移つたのだと云ふことを種々の事實を擧げて説いたもので、其の材料は伊雜宮の神官永野

采女が永く蒐集したものに依つて潮音が編纂したもので、材料が豊富である上に、潮音も綱吉の生母桂昌院の歸依を博した程の學才のある僧であつたので、此書が出ると伊勢の内宮外宮の神主が驚いたのも道理、本家が伊雜宮となると、内宮外宮の權威が傷つき講中も轉ずることになるから、終に裁判沙汰になつて其書物の版が焼き棄てられ、潮音と采女は流罪の刑に處せらるべき所、潮音は桂昌院の威力で助かり、上州黒龍山の住職となつたが、采女のみは流罪となつて此事件のケリが附いた。時代の風潮は一世を風靡する勢があるので偽書も其風潮に隨つて起るものである。佛法流行時代には佛說臭い偽書が生れる、道學流行の時代には陰陽五行の説が經緯となつた偽書が現はれる。當時の人がそれを喜ぶから、其機に乗じて出るのである。戰國時代若くは其の餘習のあつた時代に多くの兵書が偽撰されたのも偶然でない。大抵は有名な武將の名を藉り、源義經が鞍馬の山で鬼一法眼から授つた虎の巻だと、楠氏の七卷書だと云ふものもあるが皆偽撰である、或は信玄の兵法である甲州流、謙信の兵法である越後流など、其の系統によりさもなくの兵書も偽撰された。戰國時代の浪人共が偶々文筆のあるに任せて、知ること知らぬことを取り交ぜて兵書や戰場物語を書いたものも少からずあるが、抵ね偽撰である。

自分はこゝに神佛習合垂跡の説が如何に廣く行はれて一世がそれを信じたかを見るの参考として清淨法行經と云ふ日本偽書の釋書を擧げて見ることを必要と思ふ。安齋隨筆四の聖賢の本地垂跡の事と云ふ條に云く、清淨法行經曰、我遣三聖化彼震旦、月光菩薩彼稱顏回、光淨菩薩彼稱仲尼、迦葉菩薩彼稱老子」此經文一條兼良の楊鳴隨筆に引けり、又下學集中も引けり、古文後集の首書にも引けり、我國諸神本地垂跡を云ふのみあらず、漢土聖賢にも本地垂跡あり、彼經は偽なるべしとあつて、尚これは弘法傳教智證慈覺などの所作であらう、漢僧の作ではあるまい

と云ふて、垂跡のことを擧げ、馬は馬頭の觀音の化身、牛は迦奈佛の化身と、畜生までに本地垂跡を云ふて、日本の諸神も漢土の聖賢も牛馬も何も彼も皆佛の化身とし、佛より貴きものなしとして怪します、それを諸書に引いた時代もある。

又兵事には餘り交渉のない蘇東坡の名に托した殘儀兵的など云ふ偽書も、今から考へると思ひ切った名に托した偽書だが、其書には太公望が婦人に化して張良の夢にみえて六韜を授けたことを書き、終りに太公望は觀世音なり、黃石公は摩利支天など云ふて、普門品の文を引いた所があるのも、本地垂跡説の影響とも見るべきだが、東坡に名を藉りてゐるなどは滑稽であるが、斯る偽書の出た世相を考へねばならない。

和歌集にも澤山の偽撰がある、これも和歌流行の氣運が生んだものであらうが、萬葉や古今集などの中に讀人の知れないのを摘録して、種々の歌人の集が出來てゐる。人丸や赤人のやうな歌聖の集なども實は杜撰のもので到底信を置き難い。本願寺の三十六人集なども有名なものだが、美術工藝の標本としては勿論珍重さるべきだが、其中には怪しい集がいくらも籠つてゐるから、和歌の根據とし得るものでない。總じて和歌集の類には寫本が多く、それが作者自身の筆に成つたり、書聖の筆に成つたりしてゐるので、これ等を此上のない寶としたので、公家や大名の進物と云へば此等の歌集に越したものは無かつた。そうなると偽筆も勢ひ起らざるを得ないので、盛んに偽筆が出た。眞偽の鑑定を司る古筆が筆闇を以つて任じながら、自ら偽筆を作り、それに極札を附するのだから浦らない。此方面への偽筆は盛んなものだが、實は古筆ばかりの罪でなく、將軍なども古筆に命じて偽作をさせ、亦た古筆に極札を書き直させて、名筆の二流處を一流に格上げなどをさせた。實は進物の材料が段々乏しくなるので、斯ふせねばならなかつたのである。世には佐和山ものと唱へる歌集や物語などの偽作があるが、あれは石田三成の領所

佐和山で製造したもので、豊公時代に多く製造されてゐる。此様なものが進物とされ或は拜領物となるのだから油斷が出来ない。諸大名が拜領物として寶藏してゐるものに質物のあるのも此故で、勝手に質作してそれを公家や大名に贈つたものがどれほどあるか知れない。諸大名の婚嫁には嫁入道具に歌集や物語などが例として加はるが、それは其家に傳はる大切な拜領物であらうが、公家の窮屈時代は備書をやつて生活の助けとしたから、位高い人々が書いたものもあらう。亦古筆の質作もあらうが、兎に角嫁具となると、書物は美くしく裝飾され、土佐繪などが挿入され、箱も蒔繪や金箔の金具で裝飾され、如何にも美なものではあるが、其中身に至つては當時の偽作が多かつたと推測される。大名は一種の成金で前田松雲侯の如き除外はあるが、大體鑑識がないから、獻上品などでも古筆の極めがあれば、それに依頼して正しいものとしたのである。公家などで攝關の筋は別だが、鑑識のなかつたものも多かつたらしい。全體古墨蹟の正しいものは關白家などで無ければ無い筈だ。攝關の家は水い間歴史中の人物とともに往復した關係で、自然に其の墨蹟が多く傳つてゐる。從つて古墨蹟の鑑識も攝關家に在つたのだ。近衛豫樂院などは確かに鑑識もつた人で、曾つて所蔵の古墨蹟の断片を鑑定の付け石に古筆に與へたことも傳つてゐるが、實は斯る人こそ古筆の鑑定家として許さるべきで、古筆家の代々殊に末代の處などは論ずるに足らないものである。

後世の考證家の研究で偽書と判ぜられたものでも、早くから其の書が眞書と信ぜられ、いろ／＼の古書に引用されてゐるものもある。偽書と否との判別はなかなか困難で、新井白石のやうな人ですら尙ほ偽書に欺かれた例もある。眞書と信じて焼冊かの書物を贋寫して漸やく其偽を覺つて贋寫を悔いた例もある。嵯峨天皇の宸翰と稱する古萬葉の序のあるのを珍として萬葉の首端に置いて後に其偽撰と覺つて恥た例もある。偽

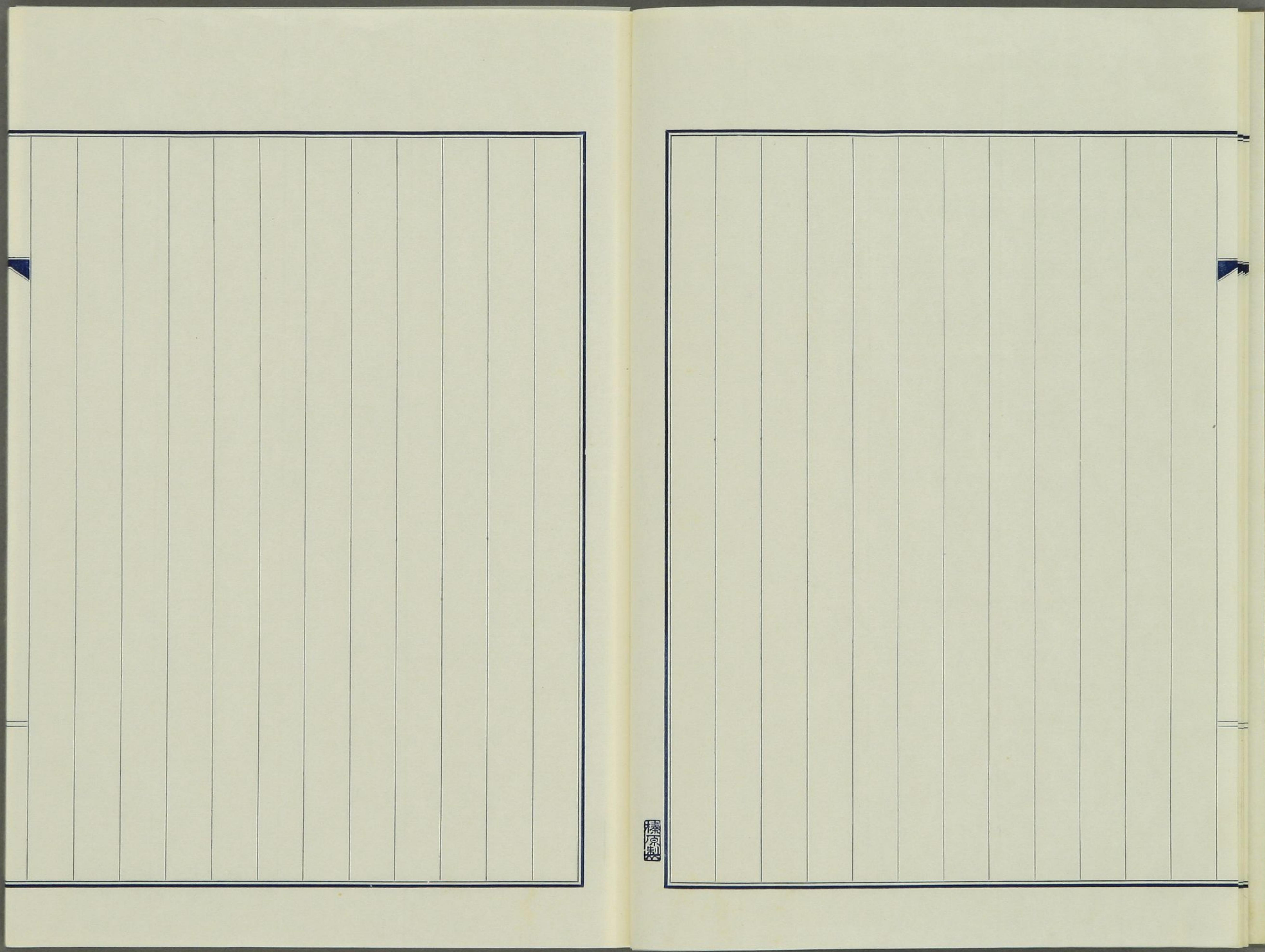
書は偽書でも一概に之れを棄つべきか否やは問題である。序や跋は確かに偽撰であつても中身は全部正書であればそれは一概に棄つべきでない。

無名の人作に係る古書を某々高名の人の作と偽稱する如き類は、一概に偽書として排斥すべきでない。甲陽軍鑑の如きは頗る事實は誤謬があるとして指摘されてゐるが、戰國時代の情況を知るには相當の價値があるから、取捨して用ふべきものだと識者の云ふてゐるのも妥當の説である。如斯偽書の内にも一概に棄つ可らざるものがあることを思はねばならぬ。

偽書と否とをどうして判するかと云ふと實は困難の問題であるけれども、普通文體が古風でないとか、昔し使はない言葉が用ひられてあるとか、昔し無い風俗が書かれてあるとか、年代の異なる事實が引かれてあるとか、時代不相應の和歌があるとか、佛教の渡來前の書であるのに佛說があるとか、道學のまだ日本に來ない前の書であったとか、陰陽五行の説が交つてあると云ふやうな事から判するのであるが、巧妙に偽作されたものになると、直ちに辨別のつかないものがある。隨分偽作者の中には精魂を凝して傍證を造つてかかるものがある、某書に斯くあると引く其書が既に偽書であるから、可なり惑はされる。これは支那にあつて、日本には餘り例はないが、島田鞠などは例の舊書考に世に存在しない古書を宛がら見たかの如く、それを引て彼是論じてゐるが、これなどは支那の故智に倣つたものであつう。刊本にも種々人を惑はすものがある、偽製術が段々進んでくると、種々のいたづらが行はれて、一寸惑はされる、先頃の書誌學會で偽版を二種見た。一は要法寺版の無刊記本に刊記がある。もう一つは首楞嚴疏の偽本で、師直の題識のある經と全く版式の異となるものの末尾に、師直の題識が摸刻してあつた。此等は中身は偽造でないが、刊記題跋は正しく偽造でとにかく巧みに出來てゐて、うつかりすると誰れも欺かれる。此等皆な近頃の偽版であることは言ふ

までもない。

考證家の偽書がいくらもある。古書には相違なくとも書名と著者名を闕く爲めに、勝手な書名が附され、著者も想像して附されたものなどは疑似に屬し、往々判断に困る。紀行などで長明海道記などがこれである。劍書と云ふ三卷の書は、太平記の首部に置かれてゐるが、それは誤りで平家物語に附さるべきもので、其の内容は平家の記事だからと云ふ説もあるが、併し内容の記事が平家物語と抵牾する處もあるから或は單行本であるのを太平記、平家物語に附屬せしめたのだと云ふ説もあつて決しない。偽書とは判斷されながらも、其書は日本の著述か支那作か疑似に屬するものがある、それは釋教部類の十王經で、日本の俗間に流布する閻魔法廳の事が書いてあるので、偽書には相違ないが、古今妖魅考には、支那人の戲作に日本の俗説を竄入したものであらうと云ふ説もあつて、原書に就て疑がある。尙ほ兵書で軍林寶鑑と云ふ書も日本の作か支那の作かに就て疑があるもので、それには七書の序があつて、支那の年號や著者名もある。尙ほ偽撰ともつかず正書ともつかぬものは、昔の高名の人集から或る部分を抜き取り、些の竄入をなさず、原著者の名で行はるゝものゝ如きは、設令後人の抜萃に係るとしても偽書となし難いものもある。尙疑似に屬するものは此外にもいろいろあるであらう。



以下  
16丁  
白紙

神書類

神列本記四卷

古事記傳卷一廿二云神列本記とよぶ。今まうハ近世

人の偽り生れりう

天祖都城并々右三丁云神列本記とよ書ハおのれえじ  
也亦と書く。時いいまだし見せり。と其後又うそーに其書  
の事も序じゆもとて忌部宿禰成務と記きす。やんと  
このへミーに偽り生れりうとことくへ後人の妄りん生うつ。言い。假  
こいつをとひゆすもあやれり。と歎なげのとこを考か。心斗うと  
ミえて其況そのままで今日世よのよきまゝわざを。人心じんじとめて。いへる趣き  
一一中なかうれいととぞ。まことに。拙ぬまいよ。生うらぬこと。  
ヨリ古き書書籍せき且よゆれ神列本記十事じとある。偽うそり生れりうる。

とぞ其書うそと一作ぬ。又、十巻とあるを四巻と云ひて  
至る。天照大神の御事は、偽りに比時、父母尊  
共諸子、若淡路津那國而撰、當所臨天下之良靈得靈  
中津以北迄天使日神穆安於北安、四方皆以此故天上也。  
志をやう、抑都々它も事も定天をいひを敵天上をもい  
へつを以て名也。此人の志をやうことへ是處一見漢書の  
よまさか。心え天といひて天原といひて帝都のことを  
と思ひどもおのが考をあらはせんとをいへる事もくじき  
此の偽書は比較ましくして中古の偽をみづともあくはさ  
ことをせこざりけん

玉勝間卷二サニ云伊勢國の臺志郡れ幸洲社といふす。此  
社といふやうじいふる神におそんさんさんがうむ俗云の天照

大御神の御妹ミマツコトと申す。此を吹神別本記と那づけ  
拘ハシメテ天照大神の御妹ミマツコト可良須御命カラスヒミコトとある。へり  
俗說カタレハタシ云、此名ミマツコトと書。其號曰御母ミマツコト也。名ミマツコトえ  
世ミマツコトの傳ミマツコトと書。其傳ミマツコトと見ううとも那須ミマツコトヤニヤニ者ミマツコトの止  
せに偽り作ミマツコトと見え、後ミマツコトの世ミマツコトも、車ミマツコトおとこよもとて取  
合ミマツコトもあらぬことのゆ。

### 神道五部書五巻

倭姫命世記 御鎮座次第記 御鎮座傳記 御鎮座  
本記 寶基本紀

汗勢二宮御井辨アケテ云、役五部のあり作セリや、古より是  
代ミマツコトも遙ミマツコト古ミマツコト書ミマツコトとありて文化あるも古ミマツコト  
世ミマツコトの人ミマツコト名ミマツコトを出ミマツコト後ミマツコト人の偽ミマツコト其趣ミマツコトをハいれす

内宮外宮ともに皇統の大祖と尊卑勝劣と同等の  
御神事とすらあつて其後共の事へ次る御神路記又後  
御事とすら書く一辨し筆が如く化せば今更余すを及ば  
ず然より猶めにほんべきも有りまづ北卫郡書の中で後  
姬命世紀表の同じ偽書を多く中も次と後世の人々えま  
まわき方きるゝも、あらびにいとくまゝ「垂羅」其不に真の  
偽をえらび取るゝし其般の西郡へあげられてゐる所  
こそ立御子れいづよ世の下る御の道の如く衰へて是  
者つ見あひと昧く抜ひ一時代の人より心れどもあらゆる様  
すし之例の漢籍の説れども陰陽教德の徳をよみ  
理ととける事も其いじうやまゝと極くあはれむと云ふ  
えみとりへハ佛書の説ととくまと一とてしてくるる時天下

の人民へ佛法を傳りてこれとまもる尊き名は「忍」と  
云ふあさる世の中の人には尊かくせらるゝ者と號かれてこえりと更に  
似似たる事のとまもといと恐れ抜きこととぞるんが後れ  
心にいととひ一と獨り笑のせゑと云ふ多きと比あるとを作  
れし歎せる人おへうひことより學問うへりがば  
させうの多きと人皆實のとよと思ひて信し尊ひ居りしと  
直き代えうけとてはる間のを開けへり見あさるうねれば  
彼ちのせううむ抜き心うすらむと「大なる誰もよきだ」とぞ  
とぞくえまくまくおこし哉とよも猶え解る人の少くもいたる  
とぞくえまくまくおこし哉とよも猶え解る人の少くもいたる

古事記卷廿四本も後姬命世紀と云ふ物とて崇神天皇の五十  
八年の处に比賣命の御事と云ふ其の傍を見えや論あはれ

トナリ有リ然ニ古史徵卷四碑々倭姬命世紀・天照大御神座  
御形八咫相殿二坐左天火坐根命と有リ載て此をつける外記の  
曰回きこと御子すかへし坐比相殿神二柱を放テ奉リ手  
力男神と豈秋津姫命と相殿と一にまく・雄略天皇の御世  
主ムニ其以前の相殿の神を祀セモモニ免ムシ然ニ此記を天  
武天皇の御世ノ外宮神主御氣ム人ノ撰トイヘト曰き説ハト安  
至る説ヲ予ハ心ニ雄略天皇の御世ノ猶以前の記ニ思ハ  
定のえりづかくて右の文の下ル一書曰天手力男神萬幡豊秋津  
姫命とあるハ後人の加筆也ニト一書曰とあるて論ニト見え同  
書卷二亦洗鼻因以生神蘇速作須良比賣神云々と有リ文  
を引ケ何ぞこの御鎮座傳記と著セレ人何人云々といミ社神  
不平えけむ無上至尊記天照大神ノ次ハハリトセホトニキ

豐受大御神ニ國掌主尊ニ為スルニ思ニ心ニ種ニ、長リ説也  
を記シハ然オクニ古ニ世ニ慈ニシムハ古書を多く取りつと見  
えて天祝詞古事記書化ニ漏ムト事ニ實ニヤジトヨセキ事ニ多く  
摭ひ記ち中れより遠佐須良比賣神ノ傳ヘと採り記し残一傳  
少切ニ古事ニシメトキ助トニシニ典の誤リトヤキニ此傳ニテ  
くらべヒ然レヒ大き高斯モ有ギトク贍ムベシクモ所ニシニ  
元又日本書紀通鑑卷一神話云今按神宮立御書間有古  
傳考明説固不可不講究但其可疑者亦不少矣、蓋後人  
添寫之也讀者宜審擇焉云々有リテ微れ世紀の事ニ論  
コト此通鑑ニ古書ニ捲入あリシトセモ説ニシ猶五書ト  
セリ古コトシ偽造ニ古傳説モ摭ひ採セ記シテ有リモベシ

けり。と以て、<sup>ノ</sup>奉るより、また立部書説判を引出でて折升  
辨る論也。古趣十有四、其の後書を授けられたり。

神道猶後古云神道考の説、五部の書とも伴極神宮の秘書也。

リ傳死世記一名大神宮本紀寶基本記、阿波羅波命記一名鎮魂本紀毛鳥本紀

一名鎮

慶本紀

太田命本紀一名鎮座傳記又是是。しこりて此立部の書也。

古書、如く造りに偽書す。倭姬世代は屏に佛法息を奉真拜

之文あり。倭姬命十一代無仁天皇の皇め<sup>ノ</sup>天皇二十九

年に伊勢國五十鈴川、川上川大神の宮所を定め齋<sup>ノ</sup>祭

給り。其年より以後五百七十年を経て三十代欽明天皇。

十三年、始て佛法渡す未<sup>ノ</sup>倭姬命五百七十年以前、佛

法を知り給ひて屏佛法息と宣ふ事へ次<sup>ノ</sup>有<sup>リ</sup>事。此を

を以て全篇の偽也を推定べし此世纪を始め<sup>リ</sup>五部の書也。

儒家の序と以て書一事不<sup>ク</sup>可<sup>リ</sup>又四史實錄と符合せざり  
矣。説文一卷、<sup>ノ</sup>此半<sup>ノ</sup>尼泊國東貢宮の神主幸和朝臣吉見左京  
太夫徒四位下立部書説等十二卷と著<sup>リ</sup>て詳<sup>ニ</sup>兼論<sup>リ</sup>其書を尤も  
知ら<sup>リ</sup>

大神宮儀式解卷一卷云伊鈴の善義云<sup>ニ</sup>古先の傳說を削<sup>リ</sup>天逆  
太刀逆矛金鈴天<sup>ノ</sup>降りて此地に留め奉<sup>リ</sup>五十鈴と号<sup>ス</sup>。其弊  
有<sup>リ</sup>多く獨此事<sup>ニ</sup>倭姬命母紀も記置<sup>リ</sup>世紀<sup>ニ</sup>全く傍け<sup>リ</sup>とし古  
く<sup>リ</sup>傳<sup>リ</sup>中世作添<sup>リ</sup>事多く見ゆもと<sup>リ</sup>傳<sup>リ</sup>のみ古  
傳<sup>リ</sup>元えて取<sup>リ</sup>や<sup>シ</sup>中世作り添<sup>リ</sup>所々<sup>リ</sup>其之拙<sup>ク</sup>古俗を知  
人一度見ん<sup>ハ</sup>古代の事<sup>ニ</sup>見ゆと中世の偽也<sup>ト</sup>と別<sup>リ</sup>速<sup>ニ</sup>名<sup>シ</sup>纂  
べ<sup>リ</sup>平宣長世記<sup>ハ</sup>甚古文多<sup>シ</sup>凡て假名の外<sup>ハ</sup>るを以て後世<sup>ニ</sup>  
と思<sup>リ</sup>多<sup>シ</sup>委<sup>シ</sup>かぬ事<sup>ニ</sup>。此者<sup>ハ</sup>古文の傳<sup>リ</sup>文字<sup>ニ</sup>書<sup>リ</sup>テ古<sup>シ</sup>ハ成<sup>リ</sup>

古書のあけふを取て又古書の文と女手と書と所多とまと新嘉の陽生  
を多く加筆せしと云ふ此書の解を心えりて書く事すと云ふと云ふ  
リ梅と古き文書もまた見難て後これを女大古と有るすと云ふ  
書添ふと見らるぬ者を見るに一葉の出で彼方を方々おもひ  
おもひだして是とより得あとが入らばようせすりおうへ穴と花と  
是と娘と風土に即の類信と雖きとも文手と見えり巧む  
波止まつて西へあくず記せしうんば其地を事ハ即あるはんを  
世纪の如きハもとより巧素手と添す一けんば女手と云ふと云  
う上うかにせわざること云ふ

同書卷二左云倭姫世紀の先丹波次大倭次紀伊次吉備又大  
倭主と經歷合ふと云ふ世紀の傍生事と祭儀式尾張の事ハ  
記さざる美濃と尾張の境を接す圓えん略して不記とも云

ハ元丹波吉備紀圓えんに開筆が行幸あらばい能也其事と  
云ふてはん是ハ偽言ひす幸知朝在八宮立郡吉備兼と云  
ケルも云ふてしまへ倭姫世紀の事と云ふと古記ちしけと美  
み傳を心づゆるよりこゝ見ゆれどもべし始比御鰐津神と天照  
大神神と詰幽契と云ひ大神袖丹波吉備事と遷り営じて起  
火無仁里と倭姫命作略大皇御代モヒ御在世又豐受大神を天御  
中主尊事と多賀室を伊吹戸主神と云ふの類り偽生の文と云ふ  
べし

同書卷十四卅三右神鏡のことを云ふ天倭姫命世紀北鏡ハ伊弉諾尊伊弉冉  
命財持白銅鏡而比ヒと倭姫命ニ云あ置給ハトヒ又御鏡  
座傳託倭姫命の御制化ヒ且北鏡を鑄造シ即有の神の事と  
委託セと古昔より傳す小朝然神鏡沙汰文正治元年

神主注進件神鏡神宮詳不存といふや世紀は後人の加筆區々と  
全く信け難く傳記が偽書であつて取るに足らず

同書卷七左ニ云齊基本紀は上古遷宮等の年月悉く記せと後人  
妄作の書である矣と一難し

櫛荷神社考卷下命婦社條云倭姬命世紀云御食神事也保鎮座  
傳記云謂御食神素盞鳴命子宇迦之御魂神寺也三狐神既に上ノ條に難  
へりこと櫛荷の神倭の二ツの狐神と心得ハタハタ御荷神  
紛々人なりて流俗の妄謬を受け記すも足のみ説  
もうとぞ此に據りて命婦社を御食神と又御食上社と  
記すも書焉とあらず後ニ書、偽妄惑さんと云ひけり云ト保食  
神と狐神とす誤ナカニ後又跡ナカニ誤ナカニ云々北專と云語ハ和  
名抄ナカニ云々とて先女ナカニの義とすナカニ日本紀私記に云々汝專領東國

庄神天皇十三年紀ナカニとある文も太宇女モ波良と云義ナカニ  
也ナカニ傳ナカニと刻り猶ナカニとある文も太宇女モ波良と云義ナカニ  
て此ハ太久女モ久と云ふ同日本代の訓ナカニを音便ナカニと訛ナカニと太宇女モ  
云ナカニと云ナカニと先女ナカニの称の登宇女モ土休日記宇津保御福ナカニ御原ナカニ  
云ナカニ引用いえりナカニ吸朝臣の恩い誤ナカニえり也けり先女ナカニを登宇  
女ナカニ日本紀ナカニ名凝姥モコリト云伊之局梨度咩モコリトと往ナカニ也  
姥ナカニ古語ナカニ度咩モコリト云いけりを後より音便ナカニに延ナカニて登宇女モ  
云ナカニ然在ナカニ專ナカニの太宇女モ久女と老めの登宇女モ猶ナカニ音便ナカニ  
と云ナカニ原朱音異ナカニと別讀ナカニと音便ナカニと上ナカニと音最近ナカニ順  
朝臣ナカニ誤混ナカニ字ナカニ古書ナカニ後字ナカニへとんらを始ナカニと  
云ナカニ斯在ナカニ先女ナカニの登宇女モ久女と専宇を用ナカニ和名抄の  
誤ナカニ始ナカニ天曆ナカニ前ナカニ未ナカニ字ナカニ字ナカニ云ナカニ然大倭姬  
命世化鏡產傳記云ナカニ傳記云ナカニか如ナカニ書ナカニあは専

女の字を用ひ小字や大字を傳へ古事記の事から云ふべス  
誤る始の掲焉文字と全く同じ事なる後の世の人の手に成り出  
る古跡なり也す。

### 三部神經

神道舊語云神道者、設ハ三部の神經也。天元神、度神、妙神也。地元神  
備神也。徑人元神力神妙徑是。此三部の神經ハ天兒屋根命の  
神書也。後ハ北斗七星宿真君降也。漢字より之經と云ふ。  
ハて、其神經の見よも其題號も極り考かば偽書也。然  
れど、神度神及神力神を主の皆佛家の詞也。天兒屋根命  
の時、佛法の傳來より、或は佛家の說と似た道家の大乙  
平七元星宿真君降也。もとより道家の說也。天兒屋根命  
真君の名号が北斗七星代にて遁人或童子に成り来ると云れり

平道家の徑ニあり漢字ニす。神代の文字もあらず。改  
て漢字ニ写しテ之によらず。又神代の文字も無く。前  
より記すべし。又後より云々何の時代を指す。モヤシ不<sup>レ</sup>考  
き神經を真君降て漢字ニ写し。是の不測の跡をさし  
テ。トヨ天皇の御年次某月日何の時に降り。写すと鮮  
明に言ひ。モレ後時也。彼是以て考へて。彼神徑の傳  
り定めて中臣ト部族との姓とすべき家と云ふ。あさぎ  
き筋すと用ひ餘り。さんとあへらる。

玉勝間卷十一右三云三部神徑よりねうち昔かばかう抜き  
と送りひける世人がある。もとより。其書の末に見えん。もとより  
是のや。漢の佛書をうちやこ廢つて。今をいと  
神道者といふ輩の家と云ふ。とあへき書がおなじも。

天地元氣記 十八卷

太神宮本託摩山抄卷一云龍氣記卷土神天上地下次第此書僧室海公撰もとくし傷ひて時代抄を取て文を作らしもううて是又世代の釣録)

神道軒寒云此龍氣記といふとの後人附会り傷ひて真言宗に於て取用する傷毛多々倭姫世代の志を以て外言鎮座田の事と長々と書き下す倭姫世代の後代り傷化すと云大師(もとまつ)之後の事と且龍氣記の元のまゝ室海撰と書くもと奥もとを室海言く或は最後の曰手と書くを見ゆる大師の扱ひあらざる所也

塩屋卷十九云或泰家の僧曰龍氣記、古書にて世に行はれ弘法の筆と見えず性靈集にいきくわら見るに文字拙し是

龍氣灌頂寺の重孝と本と之後人師に附托して心の所多一と云リ予波羅氣灌頂の切紙を貰ひしものへきくまことにト御並興以来の神道其役係りと云ふこと多く、波羅頂の譯主を取て作り為す物と云ふことを知り、泰家の唐物も傷くも其經義軌々合せに違ひてゐるが其家と云ふ誤りを除く、我國の多く移して意味を失ひ近づかず、ト御家達を神代以来の相傳杯のあとと偽りの古文と云ふ世多く泰家の書と見ておるト御の考案歎かずすむ事少く

天書記十卷

和字辨卷三云渡成の天書、亡びて今傳す本は傷機も群書一説卷一云御室書目と大納言藤原源成撰と記すりいへど此も早く亡失して傳す今世、天書或は天書記と題

て詳略の二本流布すといへども共々偽書にて論ずる者有矣  
體神代記の事などを簡略とて文辞を改めし物とて略本の僅に  
三十餘篇と十卷に分り立と

古事記傳卷廿六に書記と釋れ天書才云此大書と云者を  
リテ引けり大から書記と依り二者紀と云一きり漢めやして書  
字より多く其文の中多んと袖をも多し書紀と事の異  
同多くともありてあるはおほづゝ。代々の天皇の漢さまの  
御謄を以て申せば桓武天皇の御世より後記述を書くと云ひか  
んが今其とて傍つて偽書の又偽也。

神宮寶錄 一卷

古事記傳卷十五三十七云思金神り北相殿に坐すことアマニ伊  
勢の君主ミタマニの見えどこにシテ神語記神皇寶錄ミタマニナホリ見え

ハルヒトシルトハ後の人の四書紀ミタマニの依テ是生ミタマニ相殿アマニ  
伊勢大神宮の相殿アマニと云ふ

全書卷立ハ右云神皇寶錄ミタマニ物ミタマニ書紀ミタマニ國狹槌尊ミタマニ次々立代  
を漢人の譯すり立行ミタマニと云ひれども水花戸大花戸木花戸至  
云リ是等ミタマニすべて云あは足ミタマニの書ミタマニと花戸ミタマニと云ミタマニ古書ミタマニ

一と取れミタマニもやあらむ

唯一神道名法要集二卷

此書の事正字後葉卷三ミタマニ辨駁ミタマニ説大けんハ略す

和校書籍政卷一ミタマニ神書ミタマニ一卷校本訛ミタマニ二本ミタマニ萬壽年中ト  
部並延作と云傳ミタマニと云ミタマニ後世ミタマニ並供等ミタマニ神仙習合ミタマニ  
掌ミタマニ偽ミタマニと云ミタマニと羅山ミタマニ辨ミタマニ上宮太子推古天皇ミタマニ廢ミタマニ  
の舊ミタマニ佛教者ミタマニ為ミタマニ萬法之花ミタマニ大儒教者ミタマニ萬法之枝葉ミタマニ神

道者乃萬法之根本、後ニ故者皆神道分化也。云者神道者汲一  
氣之元水、遂不嘗三數ミ一滴。ヒニハ皆奧義ニ曉キ後と知  
べし。

類聚名相考神祇云名法要集大纖冠曰吾唯一神名者以天地萬  
古藉以日月為證明、今思古之祀也少と似すもまことに其家の為  
文化也。トテハハシハ大纖冠の次北教の祠やモヘキ推モシ  
ム。

算策草紙上卷吉田家侯云名法要集上卷本文を考るに本迹縁起の  
神道而御賀合の神也。元本宗源神道是ミ三家の神也。ト云  
ムと化セ其元本宗源ト御傳來の神也。ト記セ云元為明  
陰陽不測元々本有明末分元神、故既萬法純一ミ元初之宗  
ト云源ハ明和光同座之神也、故開一切利相之本基。是云

源と云一念不生ノ如先曰座も一切利相ト云々唯一直ニ  
云々唯一神道ニ統傳國を執テ天照大神也。天兒屋根命一ツ  
ノ天より代々つりて後陽成院の御將のト部並見、つまり一茶  
院御守は並延の様也。書ヨリ不審のことニサア奥れ並延の  
奥書凡えと云々、唯一と云事南都多後不設けテ名をも  
四叶

### 熱田問答雜錄

奉考熱田緣起標注云熱田問答雜錄云朱鳥元年十二月勅宣使  
正三位行權中納言源相臣葛之參議從三位平朝臣並采卿上行左  
大介橘朝臣節好檢狀使官並行稱直正曰月貴西遷宮自此  
為宣社定社守七災免徭役吉則恭軒前云中納言等官名持統  
以後所置且源平等姓此時未之有也則此書後人所妄記也。

以上標注之卷頭二十七頁見恭軒翁之幸和邦注

一宮記 卷一

十六夜日記殘月抄卷一十九云一室記ハ左書ニテすひの見石馬信  
が筑前風玉<sup>傳</sup>已四那珂郡往去社の今に建武三年尊氏九州下宿時  
北御神<sup>ノ</sup>祈り神領安<sup>ハシ</sup>ト<sup>ミ</sup>入書今<sup>ハ</sup>御<sup>ミ</sup>袖職<sup>ノ</sup>家<sup>ト</sup>留ま<sup>リ</sup>  
其文章<sup>ニ</sup>玉<sup>タカ</sup>守<sup>ミ</sup>進筑前<sup>ノ</sup>一室坐<sup>ミ</sup>前國河崎庄也<sup>ト</sup>在今後之  
義兵逃本<sup>ノ</sup>相<sup>ミ</sup>祈天下之安寧家門<sup>ノ</sup>般<sup>ハ</sup>老<sup>シ</sup>一所<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>如<sup>ミ</sup>件建武  
三年三月八日源相<sup>ミ</sup>庄秀<sup>メ</sup>有<sup>ム</sup>云<sup>ハ</sup>右<sup>ノ</sup>書及<sup>ミ</sup>其外<sup>ノ</sup>文書<sup>ハ</sup>筑  
前<sup>ノ</sup>官住未<sup>シ</sup>侍<sup>リ</sup>今<sup>ハ</sup>箱崎<sup>ノ</sup>官<sup>ト</sup>以<sup>セ</sup>一室<sup>ト</sup>すりつり比<sup>ハ</sup>何<sup>某</sup>の役<sup>ハ</sup>  
了<sup>メ</sup>や<sup>ミ</sup>タ<sup>ヒ</sup>とある<sup>ル</sup>一室記<sup>ト</sup>源相<sup>ミ</sup>崎<sup>ノ</sup>官<sup>ト</sup>載<sup>ス</sup>とんハ建武<sup>ノ</sup>後<sup>ハ</sup>  
書<sup>メ</sup>る<sup>ミ</sup>ことハうのを<sup>シ</sup>以<sup>ハ</sup>人北條時鄰<sup>ハ</sup>よみかづ<sup>シ</sup>鹿島神宮<sup>ノ</sup>  
木<sup>ト</sup>え<sup>レ</sup>山<sup>ノ</sup>峰<sup>ノ</sup>重<sup>加</sup>多<sup>シ</sup>が比<sup>ハ</sup>の書<sup>ヤ</sup>まろ<sup>ミ</sup>き<sup>レ</sup>山<sup>ノ</sup>下<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>づけ

人少

類聚名物考 神祇云今案ト社田ニ二の宮也シと其始詳  
一卷記ト云シテ是モ後人之妄作也

三社託宣

和琴集卷上云三社託宣と云物大を彷彿するや一偶然すもか  
といえど天照大神、無謀村の字義をひみて之えり家を  
齊い圓を當め天下を平すとんと説く。謀村元と馬と。孝子  
ちんと謀事謀計まことも運謀於帷帳之中決勝於千里之外と  
らすも是畢竟未だのう焉爲傳説也者古事記のふと謀  
計と是之等せえよ習ひけまくわか。聖神と汚じゆる  
もこもれはこそ梶原景時が不無住法の著す砂石集と  
聖徳太子の言ふ如くとも先づ鉢食時代近い三社託宣と

ああ決してまことに其文體のいやさき木竹を縫やうと。そ處又  
おの住室若秩をも御くわしくら者。傷根三社の神今あらへ  
れゑよる我言をうけ除てかゝる抜き傷るを牛江すなまの  
儒生雜記をみかじてうに書かれて。惟命の事も大体概量す。し  
かも熱浮が師說を乞ひ我乃をねぐも。ハヌヤることか  
か一言。

あ焉地葉後院坐三神三社託宣と。傷根一ノ丸也天照大神  
八幡大善薩春日大神を本尊より和歌の三神を住吉已津  
島人丸の三神を本尊とす軍陣の三神。もと八幡大善薩是祐功  
皇后武内宿祢の三神を本尊とする類。河彌陀三尊の真似を  
一ノ丸もとくし云々

神道獨行左云神乃君の説。一神乃の本の三社の託宣と云へ

是誤り其迄宣の何の天皇の御宇何の年月日何の圓供人持給  
い。神存するや時代も出所もちき限らず。實也歟て何三神と云々  
和歌三神。軍七時河彌陀の三尊の真似と云ふ也。うの三社天照大  
陸三神の數神八幡大善薩春日大神の三神も本因じ。砂不集卷六正  
直の人發を得る事と云條。聖徒奉子の御詞は。禊射雉為  
照前之利潤。終き佛神之圓供。立羅詠。一旦之秋枯炎崇日月  
之辰。まことろくじめ心もくらん深く此心を存へきや。此太  
子の謀を生々至き謀斗と云語を後こ。是皆く佛神の子を神の子  
と改め南の字を恭の字と改め哀の字と憐の字と改て天照大神  
の號宣れ。こへて今こ八幡。春日の神社。新化。八幡の神社  
の鐵丈銅焰の地。秋めき。是語を。佛の口氣あり。春の神社  
邪見と。慈無。佛家。詩を。鄙べて古雅を。あ鄙聞今字

の傷は多神託に非らず神託一傷は心立たず心汚邪鬼の人の  
謀計多矣日月神附の罪を嘗め一了人笑不至

三社託宣云三社託宣の事而史實錄に載る古代曾ニ少々  
有者也後の傷心多其作者詳からずその如く相て考へん去而家主  
祖ト部鬼供が傷心多ん歟夫ハ此多ニ主はト部家の古事記尾上  
毛司の家主之神名の家主の有す其先祖ト詳々と有る也萬供  
ニあり新玉座回を傷心一天兒屋命を以て大社ノ中臣氏も同  
家主天兒屋命を代て神尼と家主傳未だと稱し其証  
傳へん為て傷心を多くなり種々の薦計を巧に遂に押して神乃  
の家主多めり其多ハ度會延庄辯ト抄及古見幸和が増益并ト  
抄俗解又之を引張太三社託宣亦萬供が傷心多んと云ふ  
毒言多き也其云々又云此證宣の文天照大神と申す主は萬  
傳

春日の御神主左右の御川主三社と称する伊家主阿彌陀と中尊寺  
觀音勢多天賜侍と之三尊と称すと移へ候とト部鬼供が新田の  
神名也諸行公と佛家主と稱すと稱すと多々三社佛の三尊を  
似すと云ふ御神主御堂の風不あくろと又云此託宣より實焉三神主  
合ひせ給ひて毎日の奉事二段々託宣有り年月時日と  
四つも異一と託宣の序と長きも無く短かともあらずと不同すと其詞  
古祝詞祝詞の如く大雅うるを多々とて第一段々前句を没付  
且つ伊家主御堂の御殿を同居せし一族と相似多是心者丈  
の手と出でん如ふ云々

和訓釋辭世三社託宣云ハ神樂園託宣愚夢記等と並び難食  
鐵丸不受心織人杓と云々梵經行々寧春熟鐵丸不以破戒三口  
食信心極越百味飲食多生多六根清淨の法華經多生多と

般若心得

神令一卷

神道猶津六云神令と云書一冊す神の教の道すとし儒々を以て凡  
リ祠の祝詞祓詞を似て書字を信用すと是より

安南史記卷九五六十云我國り上古神代教を垂れ道を設け給ひこと  
日本紀古事記古時拾遺等に嘗て見え度今神主等の傍化の傳  
始命世紀と始五郎素又神令其外後人奉着述れ神托と傍り教  
道を記す書す皆儒道を本ケル也ハリシテ考也王

六根清淨祓詞

神道猶津云右六根清淨祓詞す是佛法を以て修持の祓詞す  
後代人の傍化す佛法は眼耳鼻舌身口を六根といふ又六識と  
以色声香味觸法を六塵と云又六入を云六塵、六根を汚す塵

墮レ此六塵が六根を入未て心を炊し惱アハを起すと心アハを  
さむと佛法の修行とすと此意を以て目口鼻の穢アハを又心口舌の穢  
を去らすとし、言詞を作りまじ佛法の父母尊老子の恩義を  
棄て家を出たる世人の交を絶ち獨身となり樹の石上も居候とも  
唯うの六塵の六根を入未ると陰の煩惱を除きありて心を  
清淨すと少心を動かすと是れ人の心の無くまことに善也  
事とすんば美の天皇の風俗をせと棄て了食の所業とせり在  
今上天子をも不臣民とするを各務り行ふべき事業すと六根六  
塵をの穢アハといひて事業を腐れ大世を害すと役天皇の  
食の食わせ世の人の有毛アハと其令の餌アハと此ふの人もまた  
天下の人上下貴賤悉皆食を出でるを令すが故に餌アハを  
其の人に拂ひるを禁すとされし佛法と神祭と忌様のこと神

祭の礼法の一つに神主が佛經を述す六根清淨の被詞を唱ふ。清淨  
とはまことに印も清穢もなし。亦云六根清淨被詞の如き從  
又經とさることの被詞あり。後代の傷心し延喜式の神祇式、歲  
之忌す。其御新一きと以て傷心することをめぐらし

大神宮儀式解卷三云す。又被の身の穢を清ふ。又云六根清淨  
るを戒む。心を清らかうと云ひ異。國の教ももづりてはいふと大  
御圓の古意より

尾呂内傳又六根清淨の被と云へる者。偽の神乃家ちとの持板の言  
す。元来は後世の佛為大口経を本手で偽り附れた物。其れに天  
照大神曰く。有毛の火つ六根と云へ。御うして皇圓と云ふ。即ち  
す云ひやう。後至佛徒を説き法の影と形の如し以て因名を果と  
ハ至る。また全く大口経の文をうせ給同く諸の不淨を乞ふ

七心も漏の不淨を思ひず。うそをばく祀也。般若経の文を詔詞  
書ひ。且一、迄の事す。かゝる謂ふんとぞ。即ち神道の極意と  
思へ。誤りとぞ。

### 神道十二部書 十二卷

五部書 天口事書 古事記 実錄 瑞奉仕記 諸鎮童子記  
模擬規式帳 心跡柱記 神鳳抄

卷首施華葵化美云。神書山一を神也。古事記 日本書紀 古語拾遺北  
三篇ともあくよ。與云。書古に。古事記。日本紀。古語拾遺北  
類篇皆古書云。佛經併記文り。清歎。或。佛故。と。神故。佛  
歎。多。是。山崎派。書。多く。多。佛。と。文。多く。呼。人。多く。儒。文  
へ。多く。人。多く。私。多く。や

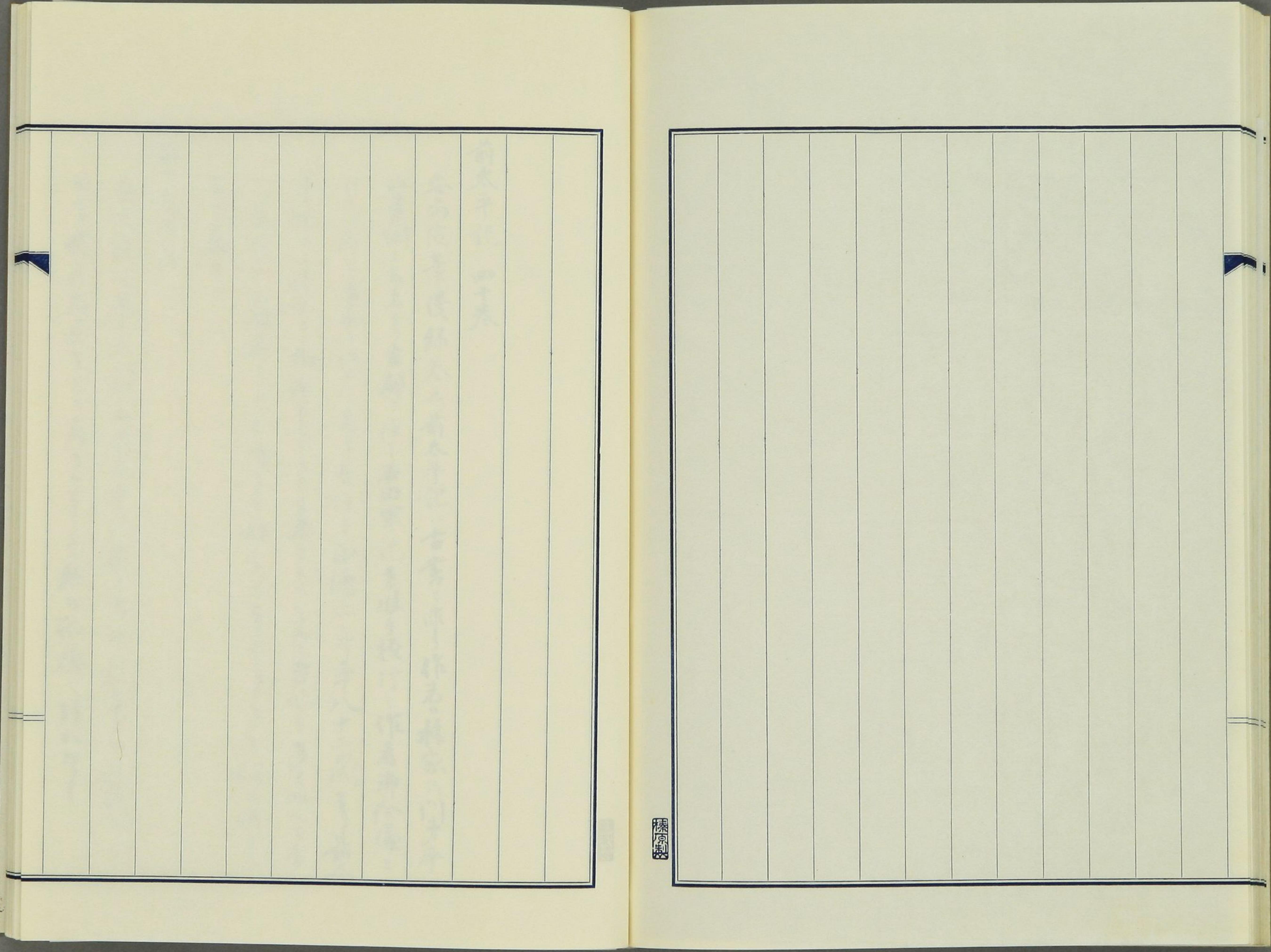
同書後院是云伊勢神宮五部の書也。五部外官。祝書。ノ。用

きよむ富子不用之吉見左京太夫源幸和が五郎の書後辨十二卷  
を有りハテて五郎とは皆偽考と申す事との如く解其诬妄と別立五  
狀也又其子其中ニ云五郎書説辨全部と讀らる上郎もは佛法  
の説より先君の説より五行家の説より幸和述一と辨行也是即ち  
「偽考」と云ふことを考むとして言焉を引用する有り誤りうる五郎  
のものも七部も合て十二郎と未だ七郎よりもは難多矣也

### 天書

安高池著云天書と云神山も御日本紀に引用す今ハ亡ニ傳らず  
然るまに徳の坂破河井泥社の神主保社宮内小永山一等と天  
書と御す書千巻は今合冊二冊有其天書。御日本紀  
引用一 天書。文一句七八文也然んば保社の天書。偽也。勿用  
又近秋保社の天書の中、御日本紀に引用す天書の文を処す。

附り文へ入る本を何考か拾ひ一丁及ばぬとも未以てす



前太平記 四十卷

安南隨筆漫錄卷云前太平記、古書く述す作者の林家の門弟平  
山素閑云著主京都に住し石田軍記を以り板行。作者御名義  
付京都と古本一江戸へ來り居住す正徳二年辛亥八十二歲卒  
平記ハ一体古文抄訛の書とも本にて見るに自己を多く加へて者  
以故時代不相應たり不傍多々故實もあらず多く何の用も  
主て古文也

前太平記

貞文雅記卷十六四十三五云前太平記前々太平記主とハ近代の今  
凡て武具馬具など考る所より取引かタリ

錦倉宣記 十七卷

和字井巻四三錦倉宣錄巻本に全史別本列傳と云書を引て  
義注の全圖、御元へことよくこと書たり此化為中根丈空のと  
知焉す。故全史別本の事と問やリ。其傷多ることある  
ハナリト云。

義匡勲功記 十卷

貞文龍記五十云この歎皆傷唐の故宣の考用べ。

信長記 十九卷

同上云信長記の内甚傷多き由大久保彦左衛門忠教が家記、  
之入りて改世を傷むる多きせまつやくはれども其事は極め  
辛りと仰へば。

徳川歴代記

標原製

武德編、寧宗成例云大須賀康高が迷ると傷ひ、徳川歴代記平  
岩親吉が若を假る巻河後風土記等の差異甚しき傷書の言述  
と如の其餘故多の誤脱神祇の洪を汚すのみで、功臣の忠義を  
晦する事無く之を改正す是余生涯の精力を盡す事也

三河後風土記

送史首卷参考書同云三河後風土記寛士二階堂不入傷旗

丸名平岩主計氏

雍政戰記

同書云戰記有數本而善本甚少夫坂坊間所著傷之諸本傷妄  
為殊甚。

吳本

異本開原軍記 六卷

足利治亂記 二卷

淺井日記二卷

異本勢州軍記二卷

同書云澤田氏卿所著諸書傷寒之微卿所做托病隱惑世之尤者少聲不或既加弁駁則皆在于所詒矣

向者之讀書云氏卿稱涼內人稱六角中裕傷寒術之未齋とあり

多氣營家二卷

後太平記四十二卷

南朝太平記二十卷

櫻木杓行

號紫菴

去心菴

南嶺詩錄首卷例云足利治亂記多氣營家後太平記南嶺

標原制

太平記等以醫廢能一事を古きに附会すと云ふ事あると  
多氣營家櫻木杓行是紫菴と云ひて著の近世の傷寒之學を其沒  
のとくに傳すと云ふ事

記録類

扶桑見聞和記 七十一卷

蘇九郎盛長記 五十卷

春草巻下云扶桑見聞和記初は大江廣元日記と號す我が朝時代の日記と云ふ事無年中加藤仙庵元の名の後廢不書と云浪人者の傍化一了書也又義九郎盛吉記も右の傍化也

貞丈雜記卷十六碑三云この見聞和記は大江廣元を作者と云ふ西元七八年代の事もあらずかずかずかずの事のみなりと傍化一了書有後院於赤吟味を成して傍考に究りて之を披傳書と成る所哉之を仰付ゆる事あり

室町殿日記廿五卷

秋草卷上 東百官云室町殿曰託と云書真字を書て廿立  
卷あり尊氏義詮弟滿三代のすと記一卷尾に元馬井雅徳の  
跋あり是湯吉多市宣と記す所實錄と嘗て公のす載るる  
の人名東百官の名多室町殿の時、代東百官と不名目にて  
凡て貞名と云ふ人なり

貞文雅記卷十六四十五室町龍六卷、真字是の實錄也。又室町殿  
日記十卷平ナナセ是又實錄也。室町殿曰記、真家三子書廿五卷。是之  
偽古事記用ひし

弘安記

室町抄附錄云梅本書記文承弘安市甚詳。然後人所傷心  
誤誤不才仍不收而下倣之

有職教

弘仁式 十卷

和琴解卷二云弘仁式リ今才有といふも傷書至云

古史徵問題記冬至云弘仁式云々荒木田經雅神主内宮儀式  
解ニ云弘仁式今世廢れと神宮の事多く御ます云ト但し  
經雅内一の又えり弘仁式の如きをも、手心えりて十卷あり

古書より引けと校合はれ早く傳り書きをもあうける

伴信友釋入に又云傷本弘仁式の事、行友挿云々凡て延木式をあり  
と取直して後生精粗をす。祭料の拘るゝに脚斤面と減らる  
かある其ハ延木式以前のことを元さん考の手あとも仕立等の  
大原野祭儀す。北の文宣仁壽天皇二月十一日別制大  
原野祭儀。准梅宮祭と云え大鏡も古木も弘仁式弘仁

一年ノ撰卷ノ文キニ仁寿もハ三十餘年前ニ成リシモアリベ大原野ノ  
祭儀を載シテベキ在紙又此條ヨリ真の云々シムニヒ也  
又小野宮年中行事本朝月全年中行事秘抄等ニ引ナリ  
弘仁式ノ文ニナリモ合ナリシトニ是モ以証シ

弘安禮節十二卷

安南隨筆卷四十九云弘安禮節一冊又日本卷十二卷又

傷者多白石八軍兵房ニ引カシムハ

十二卷の傷者多

全洗革卷ハ新井元吉の文を載シ貞丈云本の十二卷ノ弘安禮節新井元  
吉守の嫡姫源太中邦彦ニ借て守り得リ應考多シ傷者  
少シ既ト傷者多シ傷者多シ傷者少シ傷者多シ傷者少シ

中家實錄二十卷

伴信友云北改中家實錄レ題多ニ二十卷の書と云フホーノカナニ

全九卷二回トカナ三卷二十卷多シ別人の妄心ハ添ケテ是名古  
物ヘシトシテ

大正拘秘記二卷

泰草卷下右云狹素見父松龍井近年板ノ大正拘秘記二卷和  
二年頃相の時の大正拘秘記二卷又後四年武若  
四豊崎郡王子村三島津義磨守元久ハ友命スリテ張りセ  
レ大正拘秘記も本と三島津氏の家臣財主拾尼喚次セ  
ル勘定の表を悉く積相の時、侍の表と書籍以テ始終の文書  
記の役を用ひテ馬傍の御サムの事ハ御秘記モ足元之モハ  
の事況も文リ竹世の人と云ふをす。大正拘秘記ニ云  
貞丈號に卷十六云大正拘秘記二冊板行ニ有三浦  
上院从翁人の心子と莫ニ有ルの事也左あ人の草名多ニ是大正拘秘

もじ大近物の古書、切らもづんをびつて取まつて近年の人引ひべ  
素とて文で假りるが古法も常と無く多き事とぞトモ一やく書写あ  
也又佐大寺家の大近物の書いみよ有り是の西保年中武物達  
山郡王子村主島津義康守が張りおほし大近物の法と改め  
通食穀朝時代の事を作りて財子捨えサシ等經今時代の  
武士の名を用てこしらへ奥ゆき佐大寺家の秘本とぞトモ一  
ハリ大きき事似せむンこえの傷をいはすとぞトモハ人多て歎  
ハーテシヨ。

### 大近物書一卷

貞丈雜記卷十六四十六寸即左手の久慶ハ代に大近物の書  
一卷三十六叶八年九月二日午書シ。古書穀朝時代の大近物の事と考り珍圖アマもす  
甚いふりと書シ。偽書シ。射箭祝物の序シ。大近物極今

原刻

### 十張弓ヲ一卷

冬草世三三十張弓ヲ一卷ニ三ノ十張ヲ一ノ作形ヲ七卷ヲ  
管比ヲ四腹形ヲ弦喜ヲ濯形ヲ流ヲ。小早ヲ九刺龍ヲ白相  
うそれヲ。牛張ヲ制ル。式ヲ記レ。又ア十三ヲ条ヲ失フ。手ヲ截セ  
終シ。左水サ八月十有二。小室原備前守持長田氏即ナ輪持清  
寛シ五十月日。加ス豊後守。ちト守持守。忠ト記レ。次シ  
賀オの名ヲ記レ。以テも仍シ。又シ。此シが例シ。左手ヲ幸氏ト記レ。小室原  
流ヲ柳ヲ。忙シ。白相ヲ。相シ。心ト不柳。柳ヲ。枝ヲ。右書  
掌ヲ。又シ。一ノにナ。又シ。永定山の比ハ。一矢とア。又シ。左書

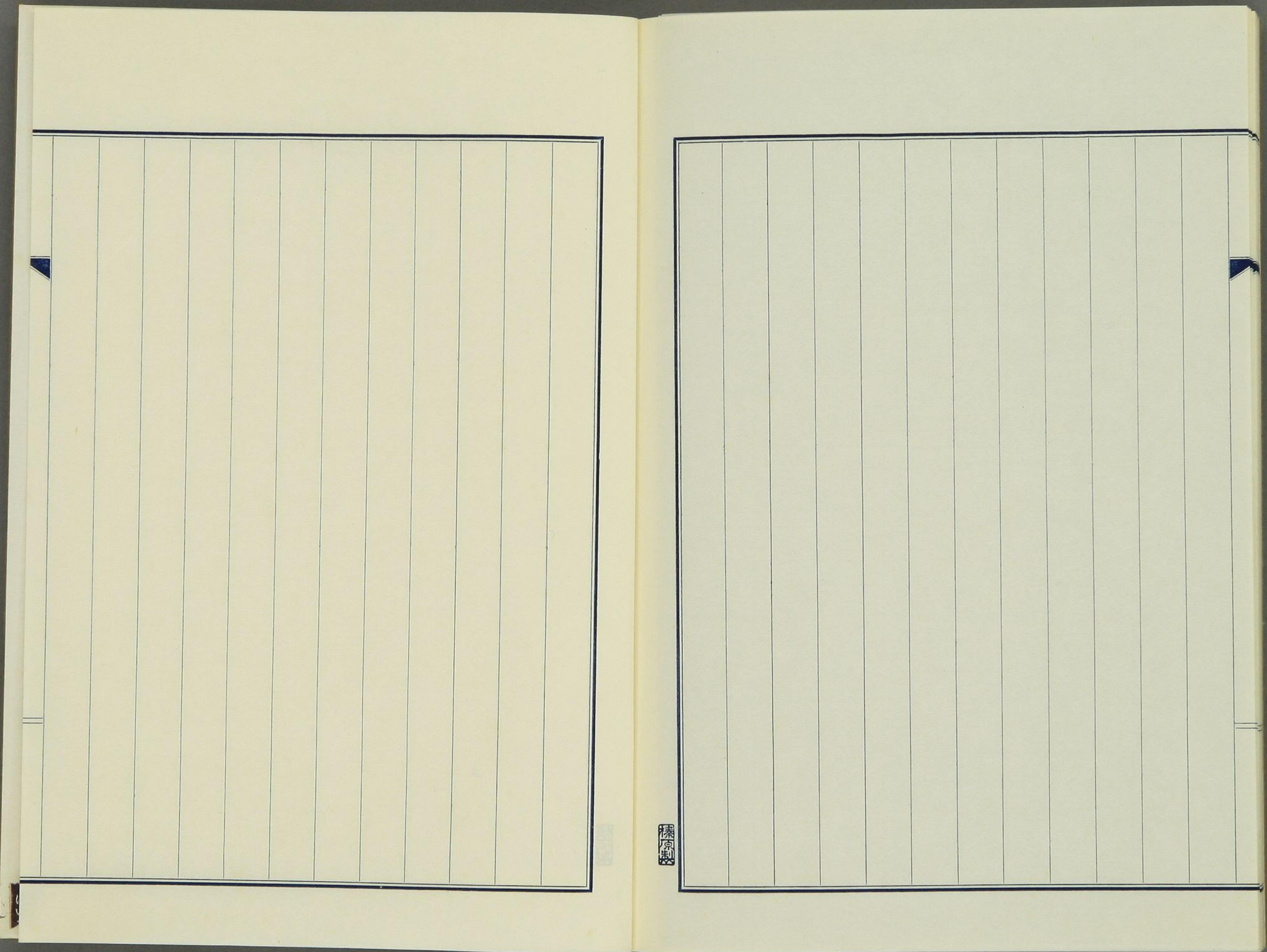
小笠原多賀の記とあはれをもあう然れど十張手の紙から憲法輕いもん  
治トセといふる小笠原述と称して偽化奉説すまよ

### 五憲法

羣書一通卷二有誤數七個  
憲法の條云又一本五憲法とすと書さる卷首に  
憲法本紀と何と通蒙憲法政家憲法儒士憲法神職憲  
法釋文憲法と云々分す各ナセナキ事初の通蒙憲法といふ  
ハ拾芥抄に載る不のナセナ憲法アリ拾芥ナナナナナナ  
のカニ個条ナ一拾芥ナナナナナナナナナナナナナナナナ  
家憲法ナノ科氏憲法モラム全ナ役人偽化のナムズアヌ  
モキニ此字の代ナシ偽作の造の字を用ナリ大成往の憲法本  
化ス比較一ナセモととくべし

### 南朝公卿補任四卷

南山巡狩錄首卷脚注云南朝補任云々等は近世の偽化アリテ  
其後ニシテ信玄が追う  
伴信友云近代の偽者アリ源氏幹の心ナ脚注一文吉入



東京  
はい

株式会社

